

No.	委員からの意見	意見に対する市の考え方
◆基準に関するご意見		
1	(小規模保育事業等について) 小規模保育事業等の職員資格について、「～保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」という基準などは疑問が残るので、その辺りの線引きや指導を市町村が的確に実施してほしい。	地域型保育給付については、前回の全体会議での委員のご意見を踏まえ、認可保育所と同等の基準である、小規模保育事業のA型の活用を検討したいと考えています。その他の事業については、本市の保育ニーズを踏まえて、実施する場合の課題整理を十分行い慎重に対応したいと考えます。
2	(放課後児童健全育成事業について) 放課後児童健全育成事業の基準について、国の示された基準と現状について乖離がある。中には70名ほど利用している教室もある現状から、基準の40名に下げるといふのは無理があるため、経過措置を設けたうえで対応したほうがよいと思う。	現在、放課後児童室として活用できる教室の確保に向け、放課後児童室を設置する全ての学校と協議しておりますが、制度の開始時点で全て確保できない場合には、委員のご意見のような対応も必要と考えています。
3	(放課後児童健全育成事業について) 5月30日の資料には国基準の詳細が掲載されているが、今回は詳しく書かれていない。例えば放課後児童健全育成事業の「基準の向上」という欄に「国基準を八尾市の基準とすることとします」と記載されているが、前回資料には「設備及び運営を向上させるよう勧告することができる」と記載とされている。「どのように基準を向上させるのか」ということを具体的に明記してほしいし、現場の職員の話や聞くという体制を八尾市にはとってほしい。	国の基準と同様、児童福祉審議会の意見を聴いた上で、放課後児童健全育成事業の事業者に対して、条例で定める基準を超えて、設備や運営を向上させるように勧告することができる旨を記載します。なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例も同様の対応をしています。
4	(基準全体について) 各種基準について、現在の八尾の基準が国の基準を上回っている項目について教えてほしい。実際には現在の八尾で守っている基準を下げて基準にしないでほしい。 (例：放課後児童教室について①開設日数は基準が250日だが八尾市は290日程度。②保育士の国基準は、二人のうち一人を補助員にできるが、八尾市は保育士資格を持つものを二人配置。など)	八尾市が現在持っている基準と今回示された国の基準との比較において、市が上回っている内容はあります。このようなことから、各種基準について条例で定める最低基準については、基本的には国の基準のとおり定めたいと考えております。ただし、例示いただいたように運用として上回っている内容については、事業を運営する上で維持したいと考えます。
5	(基準全体について) 国基準が八尾市基準より下回るものは、八尾市基準のまま現行で実施してほしい。	
6	(基準全体について) 各基準は、一定期間がすぎれば見直しとなり、追加はできるのか？その際にも現場の従事者の声を聴くことをしてほしい。	一度定めた基準は、見直しは行わないということではなく、例えば、計画の見直し時期に行う事業の検証結果を踏まえ、必要であれば見直ししていきたいと考えています。
◆運営等に関するご意見		
7	(放課後児童健全育成事業について) 児童の中には発達障がいの子もいる中で、そのような子は集団生活が困難なケースもあるため、個室や別室が必要である。利用人数が多く、教室も足りないという課題もあるが、そのような子どもたちのニーズにも出来る限り答えてほしい。	現状においては、支援の必要な子どもへの対応として、状況に応じて指導員を加配するなどの対応をしています。個室・別室については、教室の確保が必要となるため、現時点では難しいと考えていますが、引き続き、人的支援を行うなどにより対応したいと考えます。
8	(放課後児童健全育成事業について) 放課後児童室は家庭の場であるとも考えられる。八尾市の場合、アルバイト指導員は1年勤務すると、一定期間の間隔をとる必要がある。子どもの成長を考えると、同じ指導員が継続して見守ることが重要であると考えられるため、アルバイト指導員の待遇についても検討してほしい。	放課後児童室の運営については、嘱託指導員等が中心となって運営しており、アルバイト指導員については、法により最長1年となっております。アルバイト指導員の待遇改善については、今後検討してまいります。
9	(地域型保育給付について) ニーズ調査結果によると、少数だが簡易保育施設やその他施設を希望するなど様々な保育ニーズがある。居宅訪問型保育事業において「疾病や障害などで個別のケアが必要な場合」とあるが、マンツーマンで保育を受けたいというニーズをどのように満たすことができるか。	疾病や障がいなどによる個別ケアについては、障がい福祉サービスの状況を確認しながら必要性について検討します。
10	(放課後児童健全育成事業について) 「すべての子どもをともに育む」という理念上、待機児童数を減らすよう考える必要がある。放課後児童室の利用対象が6年生まで延長されたことは賛成である。	---
11	(特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の運営基準について) 昔は公立と私立では保育士の数が極端に違っており、子どもにとって平等とはいえない状況で、兄弟で同じ施設に入ること無理で親は大変であり、現在とは大違いだった。これからの良質で平等な保育所づくりを徹底してほしい。	---
12	(放課後児童健全育成事業について) 放課後児童健全育成事業についての目的は、留守番機能の児童室ではなく、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図ることが目的となるため、児童への環境を整備することを一番に考えてほしい。 子ども達への切れ目のない育成のため、指導員の倫理観や持続可能な働き方を検討する必要がある。	本事業における取り組み内容については、基準の制定とは別に国の放課後子どもプランの内容をふまえて、事業の目的が達成できるよう引き続き検討します。